

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 繰上償還(予定)に関するQ&A

2016年3月31日

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)における繰上償還(予定)に関してお知らせいたします。

Q1	「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」が送られてきました。受益者として何か手続きが必要なのでしょうか。
Q2	なぜ繰上償還の手続きを行うことになったのですか。
Q3	現在どのように運用していますか。また、今後どのように運用を行う予定ですか。
Q4	償還日までに元本割れの可能性はありますか。
Q5	解約が急激に増えた場合、何か影響はありますか。
Q6	償還日はいつを予定していますか。なぜその日にしたのですか。
Q7	換金はいつまで可能ですか。
Q8	換金する場合に信託財産留保額は徴収されるのですか。
Q9	償還金はいつ支払われるのですか。
Q10	「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」について簡単に説明してください。
Q11	繰上償還までのスケジュール等について教えてください。
Q12	繰上償還はいつ決定されるのですか。
Q13	繰上償還に反対できますか。
Q14	繰上償還に反対した場合にどうなりますか。
Q15	確定拠出年金制度を通じて保有している場合はどうなりますか。

※確定拠出年金制度を通じて保有されているお客様は、一部お手続き等が異なります。ご加入の運営管理機関にお問い合わせください。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

Q1 「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」が送られてきました。受益者として何か手続きが必要なのでしょうか。

「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」をご覧ください、繰上償還にご同意いただける場合には、何のお手続きも必要ありません。

Q2 なぜ繰上償還の手続きを行うことになったのですか。

「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」は、主として公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としています。しかしながら平成28年2月に日本銀行によるマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うこととしました。

Q3 現在どのように運用していますか。また、今後どのように運用を行う予定ですか。

平成28年3月23日時点での運用状況は以下の通りとなっております。

主要な資産の状況

種類	比率
国債	---
CP	15.0%
その他資産 コール・ローン(翌日物)、日銀割引手形、指定金銭信託、預金、未収金、未払金等	85.0%

(詳しくはマンスリーレポートをご参照ください)

マイナス金利導入以降、元本の安全性を最優先に運用を行った結果、有価証券(国債やCP等)の組入比率が低下し、その他資産の比率が上昇しております。

国内短期金融市場では利回り水準が低下しており、運用環境も厳しさを増しておりますが、引き続き元本の安全性を最優先に運用を行ってまいります。

Q4 償還日までに元本割れの可能性はありますか。

マイナス金利が短期金融市場に広まった場合、運用が困難になる事態も想定されます。元本割れのリスクが高まることとなりますが、元本の安全性を最優先に考えた運用を行ってまいります。

Q5 解約が急激に増えた場合、何か影響はありますか。

現時点のポートフォリオは、指定金銭信託やコール・ローン(翌日物)などのその他資産が大半となっており、十分な流動性が確保されていますので、影響はないと考えております。

Q6 償還日はいつを予定していますか。なぜその日にしたのですか。

「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の償還日は10月31日を予定しております。
「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」は、多くの販売会社様に取り扱っていただき、確定拠出年金からもご投資いただいております。買付手段により償還までの作業が異なるため、各方面での対応に必要な期間を考慮いたしました。

Q7 換金はいつまで可能ですか。

換金については償還日の前営業日(10月28日)までお申込み可能です。
換金価額は、従来どおり、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

Q8 換金する場合に信託財産留保額は徴収されるのですか。

4月1日付で信託財産留保額を撤廃いたしますので、4月1日以降の換金申込みについては、留保額の徴収はありません。

Q9 償還金はいつ支払われるのですか。

償還日の翌営業日(11月1日)以降に受益者の皆様へ支払われます。

Q10 「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」について簡単に説明してください。

下記の項目が書かれています。

- 繰上償還の日程(予定日:平成28年10月31日)
- 繰上償還の理由(運用方針に沿った運用を継続することが難しくなっていること)
- 繰上償還に反対される受益者の方へ – 異議申立ての方法 –
- 繰上償還の決定方法
- 異議申立手続きの流れ
- 繰上償還に反対される受益者の方へ – 買取請求手続きについて –
- 信託財産留保額の撤廃(平成28年4月1日)
- 繰上償還に関するお問い合わせ先(大和投資信託 コールセンター:0120-106212)

Q11 繰上償還までのスケジュール等について教えてください。

下記のスケジュールを予定しております。

平成 28 年 3 月 31 日	電子公告開始 大和投資信託ホームページに繰上償還のお知らせを掲載
平成 28 年 3 月 31 日 以降速やかに	「ダイワ MMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」を 3 月 31 日時点の受益者の皆様へ送付
平成 28 年 4 月 1 日	換金時の信託財産留保額撤廃 目論見書臨時更新(PDF)
平成 28 年 3 月 31 日～ 平成 28 年 5 月 9 日	異議申立期間
【以下、繰上償還が決定された場合】	
平成 28 年 5 月 31 日	金融庁へ繰上償還の届出
平成 28 年 6 月 1 日	異議申立手続きの結果を大和投資信託ホームページに掲載 目論見書臨時更新(PDF)
平成 28 年 6 月 1 日～ 平成 28 年 6 月 20 日	異議申立受益者の方からの買取請求期間
平成 28 年 8 月 27 日	目論見書定時更新(PDF)
平成 28 年 10 月 31 日	繰上償還

Q12 繰上償還はいつ決定されるのですか。

3月31日から5月9日まで異議申立を受け、5月10日から19日までの間に集計を行います。

異議を申立てた受益者の皆様の保有する受益権口数が、総口数の半数を超えない場合には、6月1日に繰上償還が決定され、大和投資信託のホームページに掲載されます。

総口数の半数を超えた場合には、6月1日に繰上償還がなされないことが決定され、大和投資信託のホームページに掲載されるほか、受益者の皆様に書面で通知いたします。

Q13 繰上償還に反対できますか。

繰上償還に反対される受益者の方は異議を申立てることができます。

3月31日から5月9日までの期間で、異議申立を受付けます。

異議申立は、受益者の方ご自身にて、封書または葉書をご用意いただき、「ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の繰上償還(予定)のお知らせ」に記載しております必要事項

(ア)郵便番号、住所

(イ)氏名、ふりがな、捺印

(ウ)電話番号(平日の日中連絡先)

(エ)ファンド名、保有口数(平成28年3月31日現在)

(オ)取扱販売会社名、取引支店名、口座番号

(カ)繰上償還に反対する旨

を記入の上、大和投資信託宛に送付いただくこととなります。

異議申立数の正確な集計を行うため、電話、メールなどでは受け付けておらず、書面のみにてお受けします。

Q14 繰上償還に反対した場合にどうなりますか。

繰上償還に反対し異議を申立てたことにより、投資行動が制限されることはありません。

他の受益者と同様に、繰上償還日まで引き続き保有すること、従来と同様に換金することができます。また、異議を申し立てた受益者の方は、信託財産による買取請求をすることができます。

※異議を申立てた方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

大和投資信託より異議を申立てた受益者の方に「買取請求のご案内」をお送りいたします。

買取請求書に必要事項をご記入のうえ、大和投資信託へ返送していただきます。

買取請求書の記載事項を精査、確認し、買取請求手続を経た後、買取代金のお支払いとなります。

- ・ 受託銀行よりお支払する金額については特定口座のご利用はできません。ご自身での納税手続きが必要となります。
また、受託銀行に対し個人番号(マイナンバー)または法人番号の告知が必要となります。(受託銀行が所轄税務署へ提出する買取りにかかる支払調書に、買取請求者の個人番号または法人番号の記載が必要なため。)
- ・ 買取代金のお支払いは、通常の換金申込みよりも日数を要する場合があります。
- ・ 送金手数料および計算書の郵送費用が買取代金から差引かれます。

Q15 確定拠出年金制度を通じて保有している場合はどうなりますか。

確定拠出年金制度を通じて保有されているお客様は、Q1、Q7、Q9、Q10、Q11、Q13、Q14 についてのお手続き等が異なります。ご加入の運営管理機関にお問い合わせください。

以上

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資し、安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1. 安全性の高い公社債、短期金融商品等(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、コール・ローン)を中心に投資します。
 - わが国の国債証券、政府保証債券および日銀が発行する債券(以下「国債等」といいます。)に投資します。
 - 譲渡性預金証書、コール・ローンなどで運用することで流動性の確保をはかります。
 - 国債等を除く有価証券または金融商品は、取得時において、信用格付業者等によりP-2またはA-2相当以上の短期信用格付け、もしくはBBBまたはBaa2相当以上の長期信用格付けを受けているもの(委託会社が同等と判断するものを含みます。)とします。
 - 投資する有価証券または金融商品は、残存期間が1年以内のものとし、平均残存期間は180日以内とします。
2. 毎日決算を行ない、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。
 - ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ※ 外貨建資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとし、投資割合には、制限を設けません。
 - ※ くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。「公社債等の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」
 - ※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。
 - ※ くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
換金時手数料	ありません。	—
信託財産留保額*	1万口につき10円	購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の場合、左記の額を、換金代金の中から差引き、信託財産に返戻します。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、信託元本の額に、次に掲げる率(以下「運用管理費用(年率)」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。 各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる運用管理費用(年率)は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率(以下「収益分配率」といいます。)に0.0711を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が1.0135%以上の場合には運用管理費用(年率)は1.0135%とし、当該率が0.3555%以下の場合には運用管理費用(年率)は0.3555%以内の率とします。なお、収益分配率が0.3555%以下の場合には、運用管理費用(年率)は当該収益分配率以内の率とします。	運用管理費用は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

*2016年4月1日以降、信託財産留保額を撤廃します。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局(登金)第8号				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○	○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○		
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○		
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号				
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○			
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○		
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号				
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号				
東京海上日動火災保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第135号	○			
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号				
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○		
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○		
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号				
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
三井住友海上火災保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第141号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○		○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第122号	○			
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○		
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局(登金)第2号	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○		
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○		
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
DBJ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第149号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○		○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
山形證券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第3号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
UBS証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2633号	○	○	○	○
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○	○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。